

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る 固定資産税の減額措置

(令和5年12月19日作成)

長寿命化に伴う大規模修繕工事を行ったマンションで、次のすべての要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額の3分の1が減額されます。

1 要件

(1) 対象

ア 築後20年以上経過している10戸以上のマンション

イ 過去に長寿命化工事を行っているマンション

ウ 本市の「マンション管理適正化推進計画」に基づき、積立金を一定以上に引き上げたうえで各マンションの管理に関する計画が認定されたマンション又はマンションの管理の適正化を図るために必要な助言若しくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直したマンション

エ 専有部分で人の居住の用に供する部分の面積の当該専有部分に対する割合が2分の1以上であるマンション

(2) 長寿命化工事

屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装工事全てを行っている工事

(3) 工事期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までに改修工事が完了したもの

2 提出書類

(1) 減額申告書

(2) 大規模修繕等の証明書

(3) 過去の工事証明書

(4) 管理計画の認定通知書または変更認定通知書

(5) 修繕積立金引上証明書

(6) 助言・指導内容実施等証明書

3 申告期限

改修工事完了後 3 か月以内

4 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度のみです。

5 減額される税額（居住部分のみで都市計画税は対象外です。）

改修住宅の固定資産税額の 3 分の 1 を減額します。

ただし、1 戸あたり 1 0 0 m²相当分までです。

6 申告及びお問い合わせ先

〒 2 5 7 - 8 5 0 1 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

秦野市役所資産税課家屋償却資産担当

電話 0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 1 1（代表）

内線 2236・2237・2238・2239

0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 1（直通）